

電子提供措置の開始日2025年8月6日

第43期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

株式会社シー・エス・ランバー

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

8 社

連結子会社の名称

株式会社シー・エス・物流

株式会社なのはなハウジング

株式会社シー・エス・ホーム

株式会社シー・エス・マテリアル

株式会社シー・エス・リアルエステート

株式会社シー・エス・不動産リース

株式会社シー・エス・ビルド

CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 協同組合シー・エス・コープ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

主要な非連結子会社の名称 協同組合シー・エス・コープ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

以外のもの 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等 時価法

デリバティブ

棚卸資産

製品及び仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 主に月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く） 定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

賃貸不動産 7～34年

無形固定資産

（リース資産を除く） 定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- | | |
|-------|---|
| リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
|-------|---|
- ③ 重要な引当金の計上基準
- | | |
|-----------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 完成工事補償引当金 | 完成工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。 |
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- プレカット事業においては、顧客との契約に基づいてプレカット製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務については、製品を引き渡す一時点において、顧客が製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、当該引渡時点において収益を認識しております。
- 建築請負事業及びその他事業における戸建住宅・一般建築物の工事契約については、顧客との合意に基づいて取引価格を決定し、主に長期の建築工事を行う履行義務を負っております。当該履行義務については、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合に

は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

さらに、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他事業における不動産売買契約については、顧客との不動産売買契約に基づいて当該物件を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務については、当該物件を引き渡す一時点において、顧客が当該物件に対する支配を獲得して充足されると判断し、当該引渡時点において収益を認識しております。

なお、不動産賃貸事業における賃貸借契約については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

128,649 千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積りの算出方法)

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。収益力に基づく将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された年次の事業計画及び中期経営計画を基礎としております。

(見積りの算出に用いた主要な仮定)

プレカット・建築請負・その他事業における事業計画の主要な仮定は、受注・出荷・完工棟数及び販売戸数等の予測に基づいており、中期経営計画以降の成長については、新設住宅着工戸数などの市場見通しを考慮しております。

不動産賃貸事業については、新たな収益物件購入計画を含む取締役会で承認された年次の事業計画及び中期経営計画を基礎としております。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

当社グループが属する住宅関連業界では、消費者の価値観、ニーズの多様化が進む中、資材価格の高騰、大工職人の不足等による住宅建築価格の上昇傾向等もあり、消費者の建築・購入マインドの低下が懸念されるため、これらが当社グループの事業に大きく影響する可能性があります。

これら将来の不確実な経済条件の変動や税制改正等により見積りの算出に用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	16,427,744 千円
無形固定資産	197,651 千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積りの算出方法)

当社グループは、プレカット・建築請負・その他事業については事業単位に、不動産賃貸事業及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングし、減損損失の判定を行っております。減損の判定は、資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回った資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値（将来キャッシュ・フローの割引現在価値）のいずれか高い方により測定いたします。

(見積りの算出に用いた主要な仮定)

減損損失の認識及び測定に当たって用いる割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会の承認を得た事業計画及び中期経営計画の前提となった数値を基礎としております。

プレカット・建築請負・その他事業における事業計画の主要な仮定は、受注・出荷・完工棟数及び販売戸数等の予測に基づいており、中期経営計画以降の成長については、新設住宅着工戸数などの市場見通しを考慮しております。

不動産賃貸事業については、新たな収益物件購入計画を含む取締役会で承認された年次の事業計画及び中期経営計画を基礎としております。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

当社グループが属する住宅関連業界では、消費者の価値観、ニーズの多様化が進む中、資材価格の高騰、大工職人の不足等による住宅建築価格の上昇傾向等もあり、消費者の建築・購入マインドの低下が懸念されるため、これらが当社グループの事業に大きく影響する可能性があります。

これら将来の不確実な経済条件の変動等により見積りの算出に用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(3) 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高(一定の期間にわたり認識される収益) 5,075,758 千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積りの算出方法)

建築請負事業及びその他事業における戸建住宅・一般建築物の工事契約については、顧客との合意に基づいて取引価格を決定し、主に長期の建築工事を行う履行義務を負っております。当該履行義務については、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(見積りの算出に用いた主要な仮定)

収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っております。工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから工事契約ごとの個別性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては工事に対する専門的な知識や経験を有する所管部署による一定の仮定と判断が必要であり、不確実性を伴うものとなります。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

工事の進捗に伴い、仕様の変更、追加工事の発生、資材価格や外注費等の変動により見積りの算出に用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	175,387	千円
建物及び構築物	48,728	
土地	106,669	
賃貸不動産	8,254,273	
差入保証金（投資その他の資産）	11,657	

② 上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	68,797	千円
電子記録債務	37,886	
1年内返済予定の長期借入金	554,558	
長期借入金	6,620,950	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,330,142 千円

(3) 受取手形裏書譲渡高 260,639 千円

(4) 期末日満期手形等

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

電子記録債務	27,702	千円
裏書手形	13,229	

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加数	当連結会計年度減少数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式 (株)	1,850,100	－	－	1,850,100

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加数	当連結会計年度減少数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式 (株)	329	－	－	329

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

株式の種類	普通株式
配当金の総額	147,981 千円
1 株当たり配当額	80 円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2024 年 5 月 31 日
効力発生日	2024 年 8 月 30 日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年7月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	147,981 千円
1 株当たり配当額	80 円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2025 年 5 月 31 日
効力発生日	2025 年 8 月 29 日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に材木の加工販売事業を行うための設備投資計画、賃貸不動産の取得計画及び販売用不動産の購入計画等に照らして、必要な資金は主に銀行借入及び社債により調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業の株式、投資信託及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金には満期日変更特約付定期預金(コーラブル預金)が含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほぼ4ヵ月以内の支払期日であります。

借入金、社債、支払委託に係る長期未払金並びにファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に材木の加工販売事業を行うための設備投資、賃貸不動産の取得及び販売用不動産の購入等に必要な資金並びに運転資金の調達を目的としたものであります。

借入金につきましては、市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理に関する規程に従い、顧客ごとに与信管理を行い、各事業部における営業部門及び管理部門が主要な顧客の状況を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用につきましては、信用リスクを極力回避するため、高い信用格付けを有する銀行とのみ取引を行っております。

イ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。また、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた金利変動リスクに関するリスク管理方針に基づき経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1ヵ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券			
満期保有目的の債券	30,000	28,460	△1,540
其他有価証券	281,658	281,658	－
(2)長期預金	193,500	189,597	△3,902
資産計	505,158	499,716	△5,442
(1)社債	580,000	581,822	1,822
(2)長期借入金	7,175,508	7,105,405	△70,103
(3)長期未払金	120,623	119,728	△895
(4)リース債務	209,469	207,315	△2,153
負債計	8,085,602	8,014,272	△71,330
デリバティブ取引 (注) 2	2,519	2,519	－

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	224,844	—	—	224,844
その他	—	56,813	—	56,813
デリバティブ取引				
金利関連	—	2,519	—	2,519
資産計	224,844	59,332	—	284,177

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	28,460	—	28,460
長期預金	—	189,597	—	189,597
資産計	—	218,057	—	218,057
社債	—	581,822	—	581,822
長期借入金	—	7,105,405	—	7,105,405
長期未払金	—	119,728	—	119,728
リース債務	—	207,315	—	207,315
負債計	—	8,014,272	—	8,014,272

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。満期保有目的の債券は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買い戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、長期未払金、並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、首都圏において、賃貸用の保育所や工場、住居（土地を含む。）を有しております。

2025年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は608,263千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
11,166,062	3,478,646	14,644,709	15,019,631

- （注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加は、不動産の取得（3,756,517千円）、主な減少は、減価償却費（270,759千円）であります。
3. 期末の時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	プレカット	建築請負	不動産賃貸	計		
一時点で移転される財 及びサービス	14,056,982	61,377	－	14,118,359	356,479	14,474,839
一定の期間にわたり移転 される財及びサービス	－	5,075,758	－	5,075,758	－	5,075,758
顧客との契約から生じる収益	14,056,982	5,137,136	－	19,194,118	356,479	19,550,598
その他の収益 (注) 2	－	－	1,122,506	1,122,506	－	1,122,506
外部顧客への売上高	14,056,982	5,137,136	1,122,506	20,316,625	356,479	20,673,104

(注) 1. 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売事業を含んでおります。

2. その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,200,366
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,402,416
契約資産 (期首残高)	863,254
契約資産 (期末残高)	873,177
契約負債 (期首残高)	60,598
契約負債 (期末残高)	117,781

- (注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は流動負債「その他」に含まれております。
2. 契約資産は、主に、建築請負事業及びその他事業における顧客との工事契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて認識した未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件（すなわち、対価に対する法的な請求権）となる完成・引渡し時において、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、契約条件に従い、請求し、受領しております。
3. 契約負債は、主に、プレカット事業における顧客との売買契約について、契約条件に基づき、顧客から受け取った前受金に関するもの、また、建築請負事業及びその他事業における顧客との工事契約について、契約条件に基づき、顧客から受け取った未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
4. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、60,598千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が9,923千円増加した主な理由は、債権への振替による減少を上回る収益認識による増加があったことによります。また、当連結会計年度において、契約負債が57,182千円増加した主な理由は、収益認識による減少を上回る顧客からの対価受領による増加があったことによります。
5. 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,103円07銭
1株当たり当期純利益金額	625円99銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の 償却原価法（定額法）

債券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブ 時価法

③棚卸資産

製 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料 主に月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～32年

構築物 10～50年

機械装置 7～15年

賃貸不動産 15～34年

- | | |
|-----------------------|--|
| ②無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 |
| ③リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|------------|--|
| ①貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②完成工事補償引当金 | 完成工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 |
| ③退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| ④役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プレカット事業においては、顧客との契約に基づいてプレカット製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務については、製品を引き渡す一時点において、顧客が製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、当該引渡時点において収益を認識しております。

建築請負事業における戸建住宅・一般建築物の工事契約については、顧客との合意に基づいて取引価格を決定し、主に長期の建築工事を行う履行義務を負っております。当該履行義務については、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

さらに、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、不動産賃貸事業における賃貸借契約については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	27,874 千円
--------	-----------

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	13,053,632 千円
無形固定資産	170,029 千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

①当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高(一定の期間にわたり認識される収益) 408,215 千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

①担保に供している資産

賃貸不動産 5,345,337 千円

投資その他の資産の「その他」 11,657

②上記に対応する債務

電子記録債務 37,886 千円

買掛金 68,797

1年内返済予定の長期借入金 202,800

長期借入金 4,427,425

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額 2,833,185 千円

(3) 受取手形及び電子記録債権裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高 54,849 千円

電子記録債権裏書譲渡高 185,868

(4) 期末日満期手形等

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

電子記録債務 27,702 千円

裏書手形 13,229

(5) 保証債務

関係会社のリース債務及び金融機関からの借入に対し、保証を行っております。

株式会社シー・エス・物流	75,169	千円
株式会社なのはなハウジング	24,980	
株式会社シー・エス・マテリアル	191,099	
株式会社シー・エス・不動産リース	701,242	

(6) 関係会社に対する金銭債権債務

①関係会社に対する金銭債権

売掛金	267,114	千円
未収入金	19,375	
流動資産の「その他」	125,656	
長期貸付金	36,563	

②関係会社に対する金銭債務

電子記録債務	164,233	千円
買掛金	112,261	
未払金	62,312	

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引

売上高	1,195,883	千円
営業費用	2,169,994	

②営業取引以外の取引

営業外取引(収入分)	142,264	千円
営業外取引(支出分)	620	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式 (株)	329	－	－	329

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	5,858	千円
退職給付引当金	43,581	
役員退職慰労引当金	49,947	
未払事業税	8,158	
減損損失	47,414	
合併に伴う未実現利益修正損	16,736	
その他	18,196	
繰延税金資産小計	189,893	
評価性引当額	△120,285	
繰延税金資産合計	69,608	

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△41,033	千円
その他	△699	
繰延税金負債合計	△41,733	

繰延税金資産純額	27,874	千円
----------	--------	----

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.92%から30.82%に変更し計算しております。なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

属性	名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任	事業上の 関係				
子会社	(株)シー・エス・物流	直接 100.0%	兼任 3人	製品等の 配送委託	製品の配送 運賃支払	1,086,379	未払金	50,260
					原材料の引取 運賃支払	677	買掛金	104
				不動産賃 貸借	工場家賃の 支払	6,000	未払金	550
				経営指導	経営指導料の 受取	10,800	未収入金	1,980
				業務受託	給与計算その 他の管理業務	2,400	未収入金	440
				債務保証	債務の保証	75,169	－	－
子会社	(株)なのはなハウジング	直接 100.0%	兼任 3人	建物建材 の販売	建物建材の 販売	575,865	売掛金	145,073
				建築工事 の発注	建築工事の 発注	20,000	－	－
				修繕工事 の発注	修繕工事の 発注	11,948	未払金	1,157
				経営指導	経営指導料の 受取	21,600	未収入金	3,960
				業務受託	給与計算その 他の管理業務	1,560	未収入金	286
				保証債務	債務の保証	24,980	－	－
子会社	(株)シー・エス・ホーム	直接55.0% 間接45.0%	兼任 3人	建物建材 の販売	建物建材の 販売	493,520	売掛金	30,811
				建築工事 の受注	建築工事の 受注	118,786	未払金	91,229
				修繕工事 の発注	修繕工事の 発注	85	未払金	11
				不動産賃 貸借	事業所家賃の 受取	5,400	未収入金	990
				経営指導	経営指導料の 受取	14,400	未収入金	2,640
				業務受託	給与計算その 他の管理業務	1,560	未収入金	286

属性	名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任	事業上の 関係				
子会社	㈱シー・エス・マテリアル	直接 100.0%	兼任 3人	建材材料 の販売	建材材料の 販売	6,471	売掛金	—
				建材材料 の仕入	建材材料の 仕入	1,005,114	電子記録債務 買掛金	164,233 100,618
				経営指導	経営指導料の 受取	13,200	未収入金	2,420
				業務受託	給与計算その 他の管理業務	1,200	未収入金	220
				債務保証	債務の保証	191,099	—	—
子会社	㈱シー・エス・リアルエステート	直接 100.0%	兼任 3人	不動産仲 介	不動産仲介 手数料の支払	285	—	—
				資金貸付	資金の貸付	55,000	短期貸付金 (流動資産その他)	55,000
					資金の返済	—		
				不動産賃 貸借	利息の受取	0	未収入金	0
				経営指導	事業所家賃の 受取	1,200	未収入金	220
					経営指導料の 受取	6,000	未収入金	1,100
子会社	㈱シー・エス・不動産リース	直接 100.0%	兼任 3人	業務受託	給与計算その 他の管理業務	600	未収入金	110
					債務保証	債務の保証	—	—
				資金貸付	資金の貸付	68,000	短期貸付金 (流動資産その他)	70,196
					資金の返済	2,196	長期貸付金	36,563
				業務受託	利息の受取	313	未収入金	1
				業務受託	給与計算その 他の管理業務	1,800	未収入金	330
				債務保証	債務の保証	701,242	—	—

属性	名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任	事業上の 関係				
子会社	㈱シー・エス・ビルド	直接 100.0%	兼任 3人	建物建材 の販売 業務受託	建物建材の 販売 給与計算その 他の管理業務	39 840	— 未収入金	— 154
子会社	CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	直接 100.0%	—	設計委託	設計料の支払	49,826	未払金	7,638
子会社	(協細)シー・エス・コープ	直接8.9% 間接91.1%	兼任 1人	共同購買	共同購買	8,884	未払金	1,780

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。
2. 製品等の配送運賃、建物建材及び建材材料の取引価格、建築工事及び修繕工事の発注価格、共同購買
の発注価格については、市場価格に基づき交渉の上決定しております。
3. 資金貸付については、市場金利を勘案して利息を決定しております。
4. 不動産仲介手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
5. 不動産の賃貸借取引については、近隣の取引実勢を勘案して決定しております。
6. 経営指導料及び業務受託収入については、業務の内容を勘案して決定しております。
7. 債務保証は、子会社のリース債務及び金融機関からの借入に対して債務保証しているものであります。
なお、保証料の受取りは行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,315円90銭
1株当たり当期純利益金額	495円23銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。